

50

years home

実家じまいノート



Carry Life

実家見直しドック

実家の健康状態を把握
住まいの今後を見直しへ

◆実家で困っていることは??

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ 実家じまい（次世代へ継承）の方法 | ☐ 土地・建物 今の価値は |
| ☐ 介護を見越した住居（リフォーム） | ☐ 土地・建物 活用の仕方 |
| ☐ 物が多い、片づけれない | ☐ 親の一人暮らしが心配 |
| ☐ 住まいの劣化 | ☐ 維持・管理が大変 |
| ☐ 災害時が心配 | ☐ セキュリティが不安 |

ご利用の流れ

1回目 ◆実家じまいノート記入(ご自身・家族のこと、資産、今後のことを)

- ・郵送にて実家じまいノートをお送り致します。
- ・初回打ち合わせ日まで分かる所を記入をお願いします。

2回目 ◆初回 ヒアリング（無料）

- ・実家じまいノートについて、ヒアリングシート記入
- ・簡易調査（敷地・建物）
- ・セキュリティ提案
- ・もしもの備えについて
- ・スケジュール表作成

▼有料

3回目 **実家見直しドック開始** 297,000円～（税込み） 地域・物件により異なります。

- ・設計士による 物件調査
- ・実家思い出フィルム ご案内
- ・安全セキュリティ モニター 設置
- ・収納量調査

4回目 ◆実家見直し ドック

- ・建物状況報告
- ・実家価値診断書
- ・ライフプランヒアリングシート
- ・リフォーム案ヒアリング

5回目 ◆実家見直し ドック

- ・セキュリティ モニター結果
- ・改善計画書
- ・ライフプラン/火災保険

1年後 ◆実家見直し ドック

- ・フォロー相談

専門アドバイザーにて 4か月（計5回 = 1年後フォロー相談含む）
実家見直しドックで、困りごとの解決策をご提示します！

実家思い出フィルム・他サービス

実家思い出フィルム（記録保存）

～ 実家が主役 思い出を動画撮影し、
「実家じまい」のきっかけづくり ～



OVERVIEW 概要

昔の思い出は、家族写真はあるが、家の写真はない。
身長を測った柱、思の反抗跡、古びた電化製品など、思い出の場所はたくさんあります。
親は、実家（不動産）を次の代へ引き継ぐ者に「（負）動産」にしないことが重要です。
問題を先送りすることなく、現況正しく理解するきっかけになります。また、思い出（品物・不動産）の終活も必要だと思います。（動画で記録・電子媒体に保存することで、現物保存を不要とする）

子供世帯は、実家の思い出を呼び起こすことで、人生の基盤10代～20代の記憶を呼び出すきっかけになり、人生の価値観、家族、地域のこと、改めて認識するきっかけになります。

Contents 内容

- ◇ 実家の記録を残す写真、動画サービス
- ◇ 8分、15秒×5本＝動画、テロップ付き
- ◇ A 写真アルバム(A4)
- ◇ B ポートレート(肖像写真)
- ◇ C 家族インタビュー
- ◇ D 住宅保全状況記録保存

◇ 基本セット ◇ オプション

Price 料金

198,000円～(税込み)
地域・物件により異なります。

- ◇ 基本パック Life
撮影基本セット+USBメモリー(1つ)+入れ物
- ◇ オプション CarryM
撮影基本セット+USBメモリー(2つ)+入れ物
+
◇ A + ◇ B (1人)
- ◇ オプション CarryG
撮影基本セット+USBメモリー(4つ)+入れ物
+
◇ A + ◇ B (2人) + ◇ C

◆安心・安全 新しい住まい プラン ＊個別見積りになります

スマートホームで、住まいの安全と在宅介護サポート
自宅を住みやすくします。

- ◇ スマートホン活用 セキュリティ防犯システム サポート
- ◇ 在宅介護支援 サポート
- ◇ 売却、住み替え サポート



◆実家問題解決 プラン ＊個別見積りになります

困っていることを解決！ 査定・診断・改善

- ◇ 在宅介護に合わせたリフォーム・耐震補強
- ◇ リサイクル品鑑定／いらない物を処分
- ◇ 相続相談 ◇ 空き家管理 代行業



Contents 目次

【商品・サービス】

- ◇ 実家見直しドック 1
- ◇ 実家思い出フィルム その他商品 2

【情報記入】【書類まとめ】

- ◇ 書類一覧 4
- ◇ 1. 私と家族の基本情報 5~6
- ◇ 2. 私の家系図 7~8
- ◇ 3. 不動産・その他 9~10
- ◇ 4. その他動産 11
- ◇ 5. 介護について 12
- ◇ 6. 終末医療や死後のこと 13
- ◇ 7. お葬式のこと 14
- ◇ 8. ペットについて 15
- ◇ 9. 保険と年金 16~18
- ◇ 10. 借入金・ローン 19
- ◇ 11. 有価証券・暗号資産 他 ... 20
- ◇ 12. 口座自動引き落とし一覧 ... 21
- ◇ 13. クレジットカード・電子マネー 22

【空き家】・【相続】・【収納】など

- ◇ 空き家について 24~25
- ◇ 空き家関連の法律 25
- ◇ 情報収集が大事 26~27
- ◇ 「負」動産の恐れ 28~29
- ◇ 空き家事前予防 29
- ◇ 維持管理とは 30
- ◇ 国庫帰属制度 31
- ◇ 相続税 32~33
- ◇ 信託・お墓 33
- ◇ 相続手続き一覧 34~35
- ◇ 収納・片付け 36~38
- ◇ チェックリスト 39~41
- ◇ くもの巣チャート 42

書類一覧表



不動産関係の紙

- | | |
|--|---|
| ☐ 固定資産税評価証明書 | ☐ 境界が分かる資料(境界確認) |
| ☐ 不動産売買契約書 | ☐ 謄本・公図・地積測量図 |
| ☐ 建物関係契約書 | ☐ リフォーム履歴 |
| ☐ 建物・土地図面・仕様書など | ☐ 賃借借用書 |
| ☐ 登記識別情報・権利書 | |

動いている「金目の紙」

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ☐ 通帳・キャッシュカード | ☐ 宝石やブランド品の鑑定書 |
| ☐ 金券 | ☐ 株主優待券 |
| ☐ 証券口座の通知書 | ☐ ローン関係の返済予定明細書 |
| ☐ 年金手帳 | ☐ 確定申告に必要な書類 |
| ☐ ゴルフやリゾートの会員証 | ☐ 互助会の契約書 |
| ☐ 積立の証明書 | |

暮らしの紙

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 緊急連絡先 | ☐ 各種保証書 |
| ☐ 運転免許証・パスポート | ☐ 年賀状など(住所確認用) |
| ☐ マイナンバーカード | ☐ パスワード |
| ☐ 印鑑登録証明書 | ☐ ポイントカードなど |

健康関係の紙

- | | |
|----------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 保険証 | ☐ ワクチン接種申込書 |
| ☐ 診察券 | ☐ おくすり手帳 |
| ☐ 定期健康診断書 | |

その他

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ |

1. 私の基本情報



記入日

年

月

日

“もしも”のときに必要となる情報をこの見開きにまとめておきましょう。
ふだんは通称名を使っている人は戸籍に登録されている氏名を記入します。
どこの市区町村に住民登録をしているかも確認しましょう。

氏名	ふりがな (旧姓・通称名)		
出生地			
生年月日	年	月	日
本籍地	〒 相続のとき、生まれてから亡くなるまでの戸籍が必要です。		
(住民票のある) 現住所	〒		
携帯電話			契約している会社名
固定電話			契約している会社名
メール アドレス	パソコン	契約している会社名	
	携帯	契約している会社名	

マイナンバーカードなど

名 称	記号や番号など	保管場所のヒント
介護保険 被保険者証	番号	
後期高齢者医療 被保険者証	番号	
基礎年金番号	□□□□ □□□□□□ □□□□	
運転免許証	番号	
パスポート	旅券番号 満了日	
マイナンバー カード	□□□□ □□□□ □□□□	

家族・親族・友人について



記入日

年

月

日

氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話
入院時連絡	☐ する ☐ 連絡は不要	備考
「もしものとき」 の連絡	☐ 危篤時 ☐ 通夜・葬儀時 ☐ 死亡通知のみ ☐ 連絡は不要	
氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話
入院時連絡	☐ する ☐ 連絡は不要	備考
「もしものとき」 の連絡	☐ 危篤時 ☐ 通夜・葬儀時 ☐ 死亡通知のみ ☐ 連絡は不要	
氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話
氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話
氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話
氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話
氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話
氏名	ふりがな	続柄
連絡先	〒 メールアドレス	携帯電話

2. 私の家系図



記入日

年

月

日

この家系図に家族・親族の氏名を書き込んで、法定相続人を確認しましょう。

※親が死亡している場合、祖父母が相続人となる

つねに相続人になるのは配偶者です。
第1順位は「子」(認知している婚外子、養子縁組した子も含む)
第2順位は「親」
第3順位は「兄弟姉妹」です。
第1、第3順位が亡くなっていて、その子がいる場合は代わりに相続人となります。

親
(直系尊属)

一親等
第2順位

父

母

配偶者は
つねに相続人
(内縁の場合は
相続権なし)

配偶者

私(被相続人)

前妻か前夫

一親等
第1順位

子

子

子

子

二親等
死亡した子の
代襲相続人

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

※孫が相続するのは子が死亡している場合のみ



記入日

年

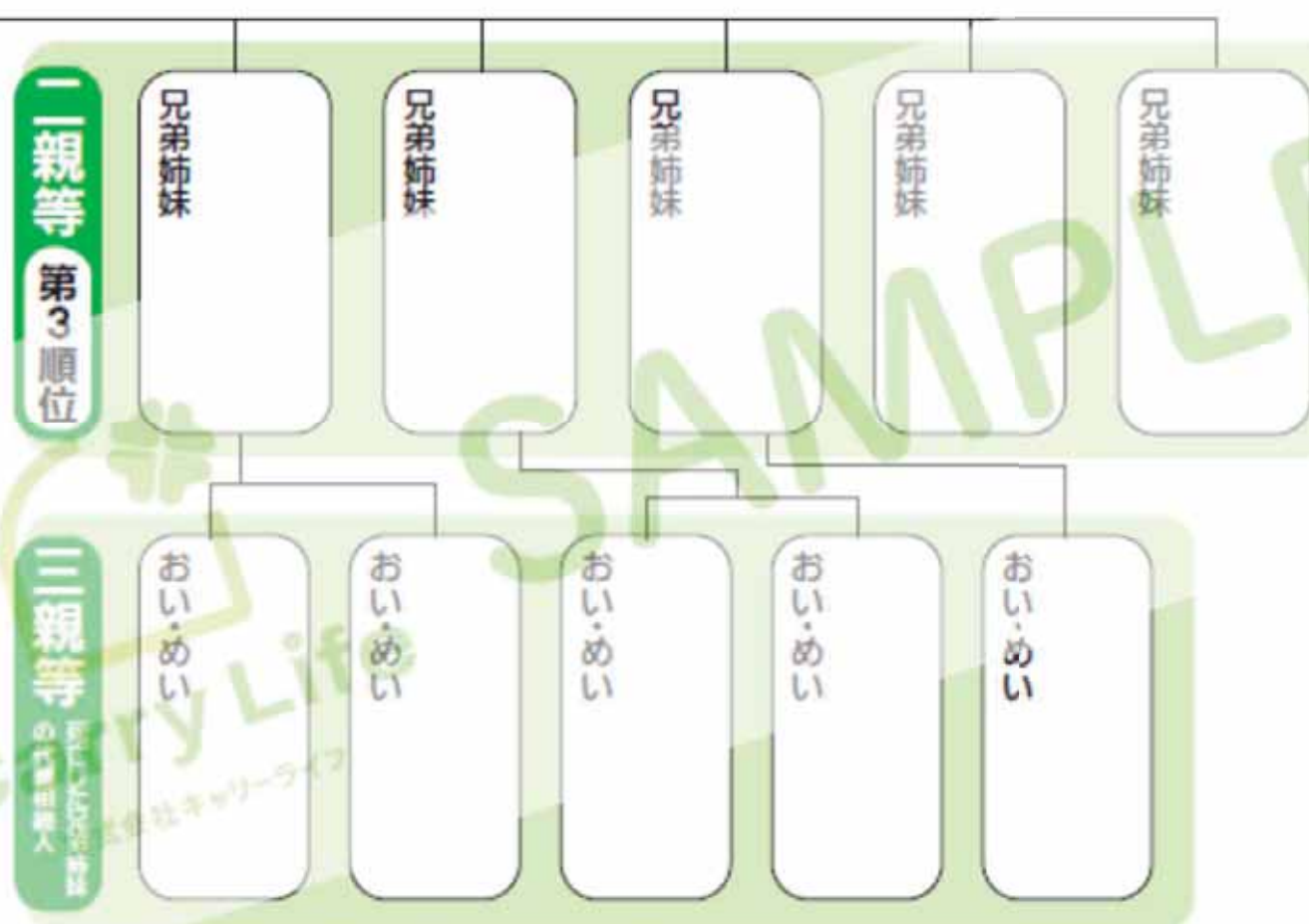
月

日

第1順位がいない場合は第2順位が、第1・第2が全くいない場合は第3順位が、それぞれ相続人となります。

離婚後に再婚した場合、前配偶者（前妻もしくは前夫）は相続人にならないが、前配偶者との子どもは相続人となります。

また、養子縁組をしてない連れ子には、相続権はありません。



※兄弟姉妹が死亡している場合、おい・めいが相続人となり再代襲相続はない。

父の氏名

誕生日	年	月	日
命日	年	月	日

母の氏名

誕生日	年	月	日
命日	年	月	日

婚外子・養子縁組

氏名

連絡先

※認知している非嫡出子も、第1順位の相続人です。
※被相続人と養子縁組した子も、第1順位の法定相続人となります。

3.不動産・その他①



記入日

年

月

日

◆不動産は固定資産税納付書で確認しましょう。

相続の際、評価の高い財産は不動産であることが多いはずです。

今所有している不動産については全て書きましょう。

一戸建て(集合住宅以外)なら土地と建物分け別々に記入しましょう。

◆権利証と売買契約書、実印の管理は重要

種類	土地	建物	マンション・アパート	田・畑	その他()
名義人	面積		持ち分		
所在地	〒				
家屋番号					
抵当権	☐ あり	☐ なし			
現在の状況	☐ 自宅	☐ 別荘	☐ 貸家	☐ 店舗	☐ その他()
リフォーム歴	☐ あり	☐ なし			
メモ					

種類	土地	建物	マンション・アパート	田・畑	その他()
名義人	面積		持ち分		
所在地	〒				
家屋番号					
抵当権	☐ あり	☐ なし			
現在の状況	☐ 自宅	☐ 別荘	☐ 貸家	☐ 店舗	☐ その他()
リフォーム歴	☐ あり	☐ なし			
メモ					

種類	土地	建物	マンション・アパート	田・畑	その他()
名義人	面積		持ち分		
所在地	〒				
家屋番号					
抵当権	☐ あり	☐ なし			
現在の状況	☐ 自宅	☐ 別荘	☐ 貸家	☐ 店舗	☐ その他()
リフォーム歴	☐ あり	☐ なし			
メモ					

3.不動産・その他②



記入日

年

月

日

種類	土地 建物 マンション・アパート 田・畑 その他()			
名義人			面積	持ち分
所在地	〒			
家屋番号				
抵当権	☐ あり ☐ なし			
現在の状況	☐ 自宅 ☐ 別荘 ☐ 貸家 ☐ 店舗 ☐ その他()			
リフォーム歴	☐ あり ☐ なし			

メモ

種類	土地 建物 マンション・アパート 田・畑 その他()			
名義人			面積	持ち分
所在地	〒			
家屋番号				
抵当権	☐ あり ☐ なし			
現在の状況	☐ 自宅 ☐ 別荘 ☐ 貸家 ☐ 店舗 ☐ その他()			
リフォーム歴	☐ あり ☐ なし			

メモ

◆レンタル倉庫

契約会社	倉庫名
TEL	引き落とし口座
預けているもの	

◆貸金庫

契約会社	
TEL	
暗証番号を知っている人 カギ・カードの 保管場所のヒント	支店名

4. その他の動産



記入目

年

月



- ◆権利関係(ゴルフ会員券、リゾート会員権、特許、著作権など)
- ◆その他動産(地金・金コイン・宝飾品・車など)
- ◆美術品・家財家具(など)

[illegible]

- ◆重要(引き継ぎたい)家具・コレクションなど

品名	希望

5. 介護について



記入日

年

月

日

◆介護方法の希望(複数選択可)

- ☐ なるべく自宅がいい ☐ 介護施設がいい
- ☐ 家族・親族に任せる→(名前)の意見を尊重して決めてほしい
- ☐ すでに施設を決めている→()

◆重い病気や要介護になったときの対応

- ☐ 告知をされたいか ☐ 誰に介護してほしいか
- ☐ どこで過ごしたいか ☐ どこで介護を受けたいか
- ☐ 延命治療を望むか ☐ 認知症になって財産管理ができなくなったらどうしたいか
- ☐ 臓器提供・検体を希望するか

◆介護が必要になったとき、頼める人がいますか

- ☐ いる ☐ いない

◆介護をお願いしたい人

氏名	続柄
連絡先	

◆介護費用(複数選択可)

☐ 自分の預貯金・年金から使ってほしい	金融機関名	支店名
	口座番号	名義人
☐ 加入している保険(共済)を使ってほしい	保険会社名	保険・共済名
	証券番号	連絡先
☐ 用意していない ☐ 家族にまかせる ☐ その他()		

◆要介護になったときの財産管理

☐ 配偶者や子どもに一任する

☐ 後見人を決めている 任意後見契約 ☐ あり ☐ なし	氏名	TEL
	住所	

☐ 特定の人に任せたいが、まだ頼んではない

理由

6. 終末医療や死後のこと



記入日

年

月

日

◆入院したとき、手術の同意書を書いてくれる方

氏名	関係
連絡先	(→P 参照)

◆病名・余命の告知

- ☐ 病名も余命も全て告知してほしい
☐ 病名のみ告知してほしい
☐ 病名も余命も告知しないでほしい
☐ その他()

◆延命治療について

- ☐ できる限りの延命治療を望む
☐ 苦痛緩和治療を希望するが、延命のみの治療は不要
 ☐ 望まない治療がある → ☐ 胃ろう ☐ 人工呼吸器
 ☐ 経鼻経管栄養 ☐ その他()
☐ 延命治療は望まず、尊厳死を希望する
☐ 尊厳死公正証書を作成している
☐ 尊厳死の宣言書(リビング・ウィル)を作成している

7. お葬式のこと



記入日

年

月

日

◆お葬式の規模と内容について

- ☐ できるだけ盛大にしたい
 ☐ 標準的な葬式にしたい
☐ 必要最小限でいい
 ☐ その他()
-
- ☐ 通影写真
☐ 最後に着る服()
☐ 棺に入れたいもの()

◆宗教

- ☐ 仏教()
 ☐ カソリック式
 ☐ プロテスタント式
☐ 神道
 ☐ 無宗教
 ☐ その他()

◆代々伝わる菩提寺・宗教施設など(あれば)

名称	担当者
住所	TEL

◆葬儀社について

葬儀社名	TEL
☐ 決めている ☐ 決めていない	住所 〒

◆葬儀の形式について

- ☐ 一般的な葬儀(一般葬)
 ☐ 家族葬
 ☐ 家族葬のあとお別れ会
☐ 一日葬
 ☐ 自由(音楽など)葬
 ☐ 直葬
☐ 家族・親族に任せる
 ☐ その他()

◆お墓について

- ☐ 希望するお墓()
☐ お墓を継承してほしい

8. ペットについて



記入日

年

月

日

◆大事なペットの将来について

名前			生年月日	年	月	日
性別			種類			
血統書の有無	☐ なし	☐ あり	登録番号			
エサ			病気・ケガ			
避妊・去勢手術	☐ なし	☐ あり	飼育場所			
かかりつけの病院	病院名：		TEL：			
加入している保険	保険会社名：					
	担当者：		TEL：			
もしものときは	☐ ペット信託契約済み		☐ 家族・親族の判断に任せる			
	☐ その他（		）			

◆ペットにお金を残す方法もあります

9. 保険と年金①



記入日

年

月

日

◆生命保険・共済・医療保険・介護保険など

保険会社名		保険・共済 の種類
証券番号		
被保険者名		契約者名
死亡保険金	☐ あり ☐ なし	受取人
		手続きの連絡先 (TELなど)・ 担当者など

保険会社名		保険・共済 の種類
証券番号		
被保険者名		契約者名
死亡保険金	☐ あり ☐ なし	受取人
		手続きの連絡先 (TELなど)・ 担当者など

保険会社名		保険・共済 の種類
証券番号		
被保険者名		契約者名
死亡保険金	☐ あり ☐ なし	受取人
		手続きの連絡先 (TELなど)・ 担当者など

保険会社名		保険・共済 の種類
証券番号		
被保険者名		契約者名
死亡保険金	☐ あり ☐ なし	受取人
		手続きの連絡先 (TELなど)・ 担当者など

9. 保険と年金②



記入日

年

月

日

◆火災保険

保険会社名			
証券番号			
保険・共済の種類・ 各種特約など			
契約日		保険期間	

◆自動車保険・傷害保険

保険会社名			
証券番号			
保険・共済の種類	☐ 自賠責 ☐ 任意		
保険金受取人			
保険期間		車名	
登録番号		車体番号	

保険会社名			
証券番号			
保険・共済の種類	☐ 自賠責 ☐ 任意		
保険金受取人			
保険期間		車名	
登録番号		車体番号	

9. 保険と年金③



記入日

年

月

日

◆公的年金

基礎年金番号	
加入したことのある年金の種類	国民・厚生・共済・その他（ ）

◆年金基金

加入番号	
加入期間	勤務先

◆個人年金

保険会社	年金の種類
契約者	被保険者
保険金受取人	代理店
手続きの連絡先(TELなど)・担当者など	メモ

◆企業年金

名称	年金番号
受取口座	契約日
手続きの連絡先(TELなど)・担当者など	メモ

10. 借入金・ローン



記入日

年

月

日

◆借入金も相続対象となります。(プラス資産、マイナス資産)

◆アパートなどの建築ローン、家賃収入も把握しましょう

◆住宅ローン・車ローン

借入内容			
借入先			
連絡先	〒	TEL	
借入金額			返済方法
借入日			担保・保証人
完済予定日			借入残高

メモ

借入内容			
借入先			
連絡先	〒	TEL	
借入金額			返済方法
借入日			担保・保証人
完済予定日			借入残高

メモ

◆その他の借入金(キャッシング・分割払いなど)

借入先			借入金額
連絡先	〒		
借入先			借入金額
連絡先	〒		

メモ

◆保証債務(連帯保証人など)

主債務者 (保証した相手)			TEL
住所	〒		
債権者 (お金を貸した相手)			TEL
住所	〒		
保証日			保証した金額

メモ

11. 有価証券・FX・暗号資産



記入日

年

月

日

◆ 有価証券(株式・投資信託・債券・国債・NISA・ファンドラップなど)

金融(証券) 会社名	支店名 (支店番号)
口座番号 (ログインID)	担当者名・ 連絡先
保有資産の 種類①	数量
保有資産の 種類②	数量
メモ	

金融(証券) 会社名	支店名 (支店番号)
口座番号 (ログインID)	担当者名・ 連絡先
保有資産の 種類①	数量
保有資産の 種類②	数量
メモ	

◆ FX・仮想通貨

会社名
口座番号 (ログインID)
連絡先
メモ

会社名
口座番号 (ログインID)
連絡先
メモ

◆ 非上場株・従業員持株

法人名	株式数(株式の種類)

12.口座の自動引き落とし



記入日

年

月

日

引き落としの内容と口座の記録をつけましょう。

新聞ですが、自宅に集金に来てもらっている場合は、販売店の電話番号を記入しましょう。
クレジットカードで公共料金を引き落としている場合は、カード名の記入を。

項 目	金融機関・支店	口座番号	メ モ
新聞購読料			
食材配達サービス			
電気料金			
ガス料金			
水道料金			
固定電話料金			
携帯電話料金			
NHK受信料			
家賃			
動画配信サービス()			
動画配信サービス()			
保険料()			
保険料()			
クレジットカードの支払()			
クレジットカードの支払()			
NISAなど掛金			
インターネット通信費			
スクール・習い事			
その他()			
その他()			
その他()			

◆銀行口座と口座自動引き落とし

金融機関名	支店名・店番号
口座番号	名義人
金融機関名	支店名・店番号
口座番号	名義人
金融機関名	支店名・店番号
口座番号	名義人

13.クレジットカード・電子マネー



記入日

年

月

日

◆各種クレジットカードの記録

カード名称	発行会社名	カード番号 □□□□-□□□□-□□□□-□□□□
引き落とし銀行	紛失時の連絡先	WEB用 ID

メモ

カード名称	発行会社名	カード番号 □□□□-□□□□-□□□□-□□□□
引き落とし銀行	紛失時の連絡先	WEB用 ID

メモ

カード名称	発行会社名	カード番号 □□□□-□□□□-□□□□-□□□□
引き落とし銀行	紛失時の連絡先	WEB用 ID

メモ

◆電子マネー

カード名	番号(ID)	紛失時の連絡先

MEMO



SAMPLE



現状の空き家



◆現状

日本における現状の空き家数は、2024年時点で約900万戸（2018年から約51万戸増加）とされています。空き家率は、約13.8%に相当します。

広島県における空き家の数は、2020年のデータでは約43万戸とされていました。これに基づくと、空き家率は約15.7%（平成30年15.1%）

空き家ってどのくらいあるの？

（平成30年度住宅土地統計調査）調査は5年に1回

広島県の 空き家数

総住宅数 = 1,432,100戸
総空き家数 = 215,800戸

15.1%

空き家率

空き家のうち 一戸建て

114,200戸（全国10位）

主な市町村の空き家数

（戸建て/除く別荘等の二次的住宅）

広島市 21,700戸
福山市 11,400戸
三原市 5,520戸

呉市 16,440戸
尾道市 9,750戸
東広島市 5,370戸

◆相続が空き家を増加させる理由

1. 所有者の死亡：高齢化社会が進行している中で、家の所有者が亡くなるが増え、これによって空き家が発生します。
2. 管理の難しさ：相続後、他の相続人と共同で管理しなければならない場合、意思決定が難しく、物件が放置されることがあります。また、遠方に住んでいる相続人が管理することが困難となり、空き家になることが多いです。
3. 相続税や維持費の負担：相続した住宅の維持管理にかかる費用や相続税の負担が大きく、思うように管理・活用できないことが多い。このため、売却や賃貸を躊躇することが増えます。
4. 売却の煩雑さ：不動産の売却手続きは煩雑で、売却してもすぐに売れるとは限らないため、放置されることもあります。
5. 意欲の欠如：相続人がその住宅を使用する意欲がない場合、もしくはライフスタイルの変化により他の場所に住むことを選ぶことも影響します。

相続に伴う「空き家」が5割前後（空き家を取得した経緯別の割合）



（出所）国土交通省「空き家所有状況調査」を基に東洋経済総合

今後の空き家

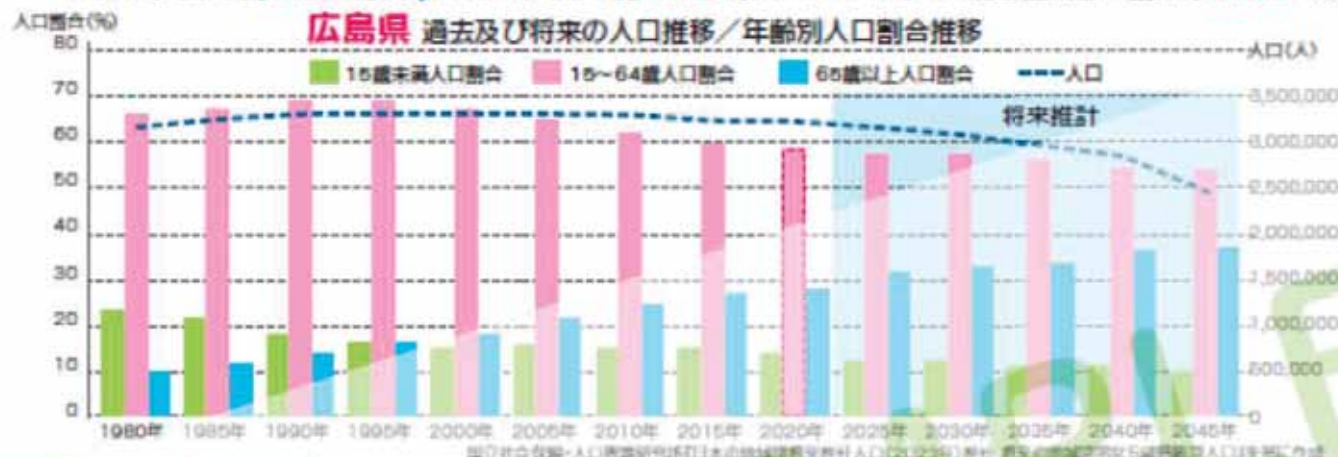
◆将来の見通し

1. 2030年予測：空き家数が1,000万戸を超える可能性があると言われています。これに伴い、空き家率は約20%程度に達するという予測もあります。
2. 2040年予測：一部の研究や調査によれば、2040年までには空き家数が1,200万戸に達し、空き家率は25%を超える可能性も示唆されています。

今後も増え続ける空き家

広島県の将来推計人口

2020年 人口 約**280**万人 → 2045年 人口 約**233**万人へ 2045年 65歳以上高齢者割合は**36.7%**へ



法律

「空き家等対策特別措置法2023年管理不全空き家」(2015年5月に施行)があり、自治体が空き家の管理や活用を促進できます。民法では所有者に管理責任があり、建築基準法や消防法も適用され、空き家が危険とならないよう対策が求められています。

空き家対策特措法

自治体(市町村)の立ち入り調査

「特定空き家等」に指定

助言・指導 → 勧告

命令

行政代執行

1. 著しく保安上危険となる恐れのある状態
2. 衛生上有害となるおそれのある状態
3. 著しく景観を損なっている状態
4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空き家等

改善の勧告を受けると固定資産税の優遇措置である「住宅用地の特例」は適用除外 → 固定資産税負担増!

命令に従わない場合は50万円以下の過料

解体時に係る費用は所有者に請求

重要

「2024年問題」 背景 ルール大改正

相続登記(名義変更)が進まないことで、所有者がわからない、または所有者の所在が不明な土地が年々拡大している

2023年4月~

相続土地国庫帰属制度

- 相続した不要な土地を手放して国庫に帰属させる制度
- 適用条件が厳格で、審査手数料に加えて、10年分の土地管理費用相当額として負担金を国に支払う必要がある

所有不動産記録証明制度

- 亡くなった親(被相続人)が所有する不動産が複数あり不明な場合などに、全国の不動産を検索し登記内容をリスト化した証明書を発行できる制度

2024年4月~

相続登記の申請義務化

- 不動産を取得した相続人は所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記(名義変更)の申請をしなければならない
- 義務に違反した場合は10万円以下の過料

相続人申告登記

- 遺産分割の話し合いがまとまらない場合などは、相続人であることをいったん法務局に申し出ることによって相続登記の申請義務を果たせる
- 自身の戸籍謄本などを提出すれば済む

2026年4月までに開始

住所変更登記の申請義務化

- 住所や氏名を変更した日から2年以内に変更登記の申請をしなければならない
- 正当な理由がなく義務に違反した場合は5万円以下の過料

隣接などによる住所変更登記

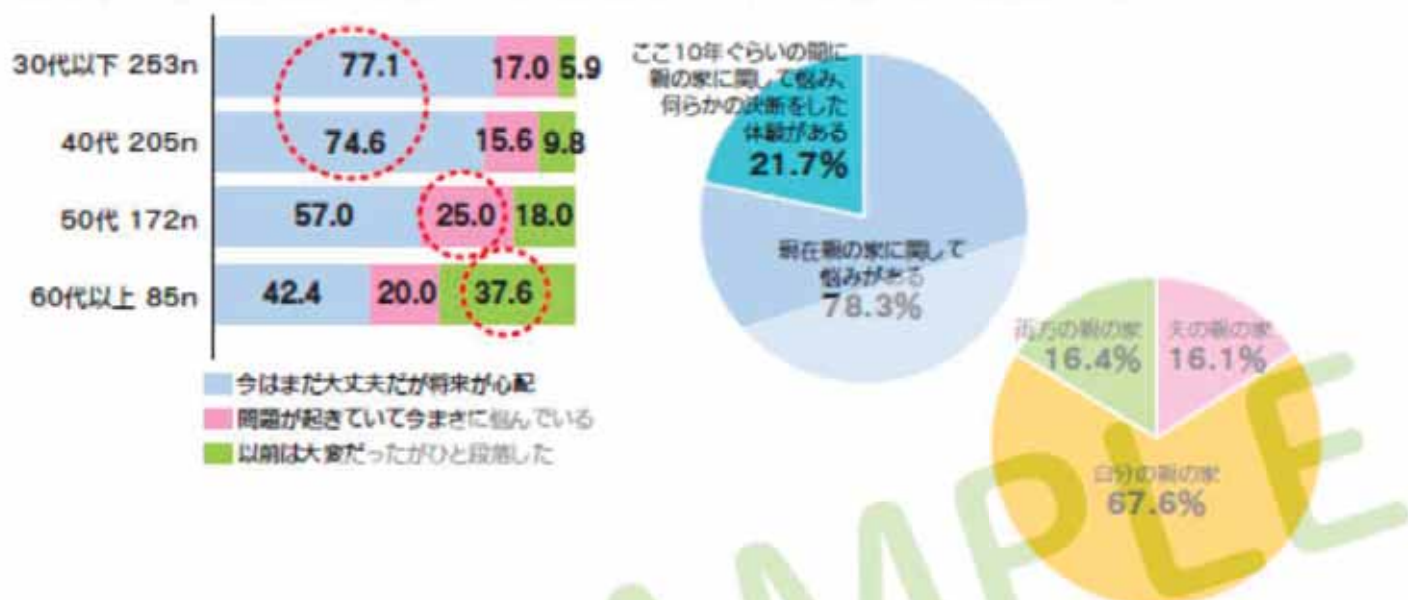
- 住所などの変更登記の手続きの簡素化・合理化を図るため、個人の場合は住基ネットから取得した情報に基づき、登記官が隣接で住所などの変更登記をする仕組み

(住所)法務省の資料などを基に東京経済大学作成

情報収集

◆リビングくらしHOW研究所「親の家についてのアンケート」より2018年調査 女性715人(平均年齢45.48歳)

Q. あなたの親の家についての悩みは、今どういう状況ですか？



普段からの情報収集がカギ

空家所有者がしておけばよかったと、後悔したことトップ10 (複数回答可)

順位	項目	回答者の割合
1	家財の処分方法や費用などの確認	46.0
2	空家にしないための情報収集	42.6
3	専門家への相談	34.7
4	相続手続きや税金などの情報収集	34.7
5	土地・建物価格の確認	33.3
6	エンディングノートの作成	30.4
7	登記事項の確認・整理	22.6
8	建物の維持管理・リフォーム	21.3
9	親族間での話し合い	20.0
10	所有者の判断能力低下時の対処法	19.6

(出所)東京都八王子市「八王子市空き家総合対策調査」を基に東洋経済総合

実際の行動先



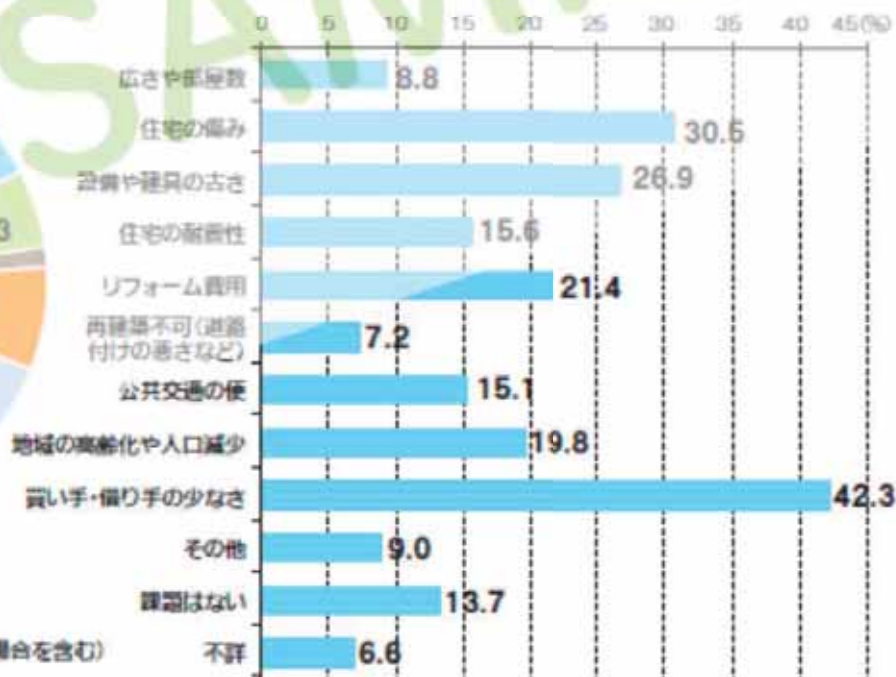
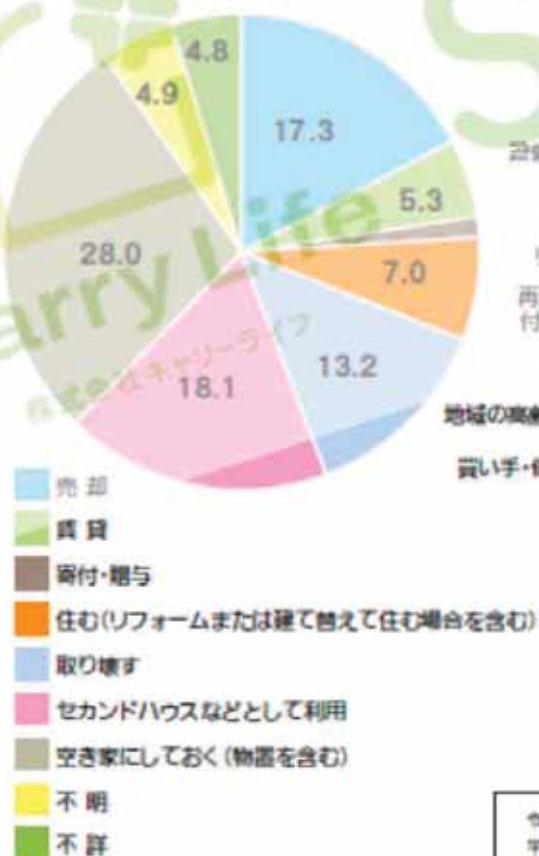
空き家の出口戦略(売却)

空き家は売却希望が多数

【参考】令和元年 空き家所有者実態調査_国土交通省

今後の空き家の利用意向

賃貸・売却する上での課題



令和元年空き家実態調査(国土交通省住宅局 令和2年12月公表)
平成30年住宅・土地統計調査(平成30年10月1日現在)において「居住世帯のない住宅(空き家)」を
所有している」と回答した世帯から無作為に抽出した世帯を対象に調査。
有効回答数5,791件。調査対象の空き家には戸建てを含む全ての建て方が含まれる。

「負」動産の恐れ

◆空き家をそのままにしてしまうケース

1. 空き家の現所有者(親)がまた存命で施設や病院に入っている。
2. 定年退職後に故郷に戻り、空き家の実家をリフォームして住みたい。
3. 将来どうするかが決まっていない。
4. 遺産分割協議で揉めている。

◆売却ができない特徴は

1. 不人気エリアに所在：人口減少エリア、交通生活環境が悪い。
2. 築年数が古い：築年数20年以上、旧耐震基準(昭和56年5月以前)
*リフォームコストがかさみ売却が困難
3. 違反建築：建ぺい率違反、容積率違反、用途違反など
*購入者が住宅ローンを組めない可能性あり売却ができない
4. 再建築不可：接道義務(道幅4メートル以上、道路に敷地が2メートル以上接する)
*解体後が困難、新築建築が難しい
5. 登記の問題：相続登記未了・抵当権抹消登記未了
6. 意思能力の問題：所有者が認知症等の意識無能力となった場合
*契約行為はできず売却ができない
7. 近隣トラブル：境界確認や立ち会いの協力が得られない。
*敷地が範囲判明できる売却できない

◆どのような問題になるか

1. 安全上の問題：屋根の落下や外壁の崩壊・倒壊・火災(放火)
2. 防犯上の問題：不法侵入・住み付き・犯罪の温床(大麻栽培、過剰遊樂など)
3. 衛生上の問題：ゴミの不法投棄・異臭・害虫など発生
4. 景観・風紀上の問題：治安の悪化・人口減少・地域の魅力低下、資産価値低下
5. 近隣トラブルの増加

◆空き家所有コスト

1. 固定資産税、都市計画税

固定資産税＝課税標準額×標準税率1.4%

住宅が立っている場合、住宅余地の特例があります。小規模用地(200㎡以下の部分)が、課税標準額が1/6又、一般住宅用地(200㎡を超える部分)が、評価額を1/3して計上する。空き家を解体すると当該土地の特例がなくなり、固定資産税が大幅に上がることから空き家を取り壊されず放置される要因となっているとも言われております。

2. 水道光熱費(相場)

電気料金、水道電気料金、それぞれ月額1,000円から3,000円前後

「負」動産の恐れ

3. 修繕費・維持管理費

- ①外装塗装の塗り替え：80～150万円(一般的な2階建・塗装面積200㎡)
- ②屋根の張り替え：スレート屋根140～180万円／金属屋根160～200万円
- ③割れた窓ガラスの交換：窓ガラスの1枚あたり 20,000円～50,000円
- ④雑草の処理：50㎡で 7,000円～25,000円
- ⑤庭木の剪定：低木 2,500円～ 5,000円
中木 6,000円～10,000円
高木 16,000円～25,000円
- ⑥害虫駆除：シロアリ1坪 3,000円～10,000円
蟻駆除(巣1つ)10,000円～50,000円
- ⑦管理業者へ委託した場合の委託費：4,000円～15,000円
- ⑧自己管理の際の旅費・交通費
- ⑨解体費用：木造1坪 4.5万円～／鉄筋コンクリート1坪 6.5万円
*浄化槽の撤去、別途

◆その他として

- 火災(放火含む)による隣家全焼・死亡事故
- 倒壊による隣家半壊・全壊・死亡事故
- シロアリネズミによる害虫近隣被害

空き家事前予防

◆空き家になる前にやっておくこと

- 1. 家土地の資産価値を知る
*家の将来の価値を見極め、実家じまいを考える。
*不動産取引事例や路線価など不動産の傾向を知ること
- 2. 定期的なメンテナンス実施
*ホームインスペクション住宅診断や定期的な診断を実施すること。
- 3. 登記の確認
*権利関係や登記名義人確認と事前整理
- 4. 家族・親族で話し合う
*主がいなくなったときのことを早めに決めておくことが重要。
- 5. 片付けをする
*物の整理がつかないと住まいの活用や実家じまいの妨げになる。

◆実家じまいの戦略を考える

実家じまいの最終出口は3つあります。【売却】【活用】【自己使用】

*居住用不動産は、利用(住居)しなければコストがかかるだけのマイナス資産。

将来的な相続を考えた場合、売却によるキャッシュ化ができるかどうか極めて重要。

維持管理とは

◆最限低の管理

空き家の所有者になったら 最低限の維持管理を行いましょう

大切な住宅資産を「負の資産」にしないために『**できること**』

- 将来、住むかどうかわからない
- 将来、家族・親族の誰かが住む予定



空き家の
『管理』をしましょう



自分で管理するときに必要なもの



家の異常を早期に発見！

資産価値の劣化予防は空き家になる前から必要

“人の手が入っている”と見せることが防犯の上でも有効

住んでいないからこそ大切になる“隣人関係”

国庫帰属制度

◆相続土地国庫帰属制度(2023年4月27日から施行)

相続によって取得された土地の管理がされずに放置されることを防ぎ、これらの土地を国が引き取り、適切に利用・管理することにより、地域の環境整備や土地の有効活用を図ることです。

法務大臣に対してその土地の所有権を国庫に帰属させることについて承認を申請することができる。

◆申請ができる人

相続または依存により、土地の所有権または共有持ち分を取得したもの

◆却下要件

建物が立っている・抵当権や借地権等の権利が設定されている。境界が不明確、通路、水路が敷地内にあるなど

◆不承認要件

管理の過分の費用等発生する。埋設物がある。隣地所有と関係が良くないなど

相続土地を国庫に帰属させるための費用

1. 土地を相続土地国庫帰属法の対象に該当させるための費用→建物、解体費用(木造、坪40,000円から60,000円)
2. 申請書類提出の際に払う申請手数料→申請書類提出の際に支払う審査手数料(土地一筆当たり14,000円)
3. 承認後に払う負担金→土地の性質に応じた標準的な管理費用考慮して算出した10年分の土地管理費用相当額

国庫帰属以外の方法

1. 相続放棄
2. お隣さんに売却
3. 不動産業など買取り
4. 空き家バンクなど

◆相続土地国庫帰属制度(負担金算定の具体例)

① 宅 地	面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地(注1)、の宅地については、面積に応じ算定(注2)	(例) 100㎡ 約55万円 200㎡ 約80万円 ⋮
② 田・畑	面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地(注1)、農用地区域などの田畑については、面積に応じ算定(注2)	(例) 500㎡ 約72万円 1,000㎡ 約110万円 ⋮
③ 森 林	面積に応じ算定(注2)	(例) 1,500㎡ 約27万円 3,000㎡ 約30万円 ⋮
④ その他 ※距離地・原野等	面積にかかわらず、20万円	

(注1): 都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。(注2): 面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。

手続きイメージ

①承認申請

【申請権者】

相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により土地を取得した者

※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

②法務大臣(法務局)による 要件審査・承認

- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用を確保

③申請者が10年分の 土地管理費相当額の 負担金を納付

④国庫帰属

相続税①(基本)

◆相続対象になるものは

1. 現金預貯金
2. 土地、建物
3. 機械や商品など、事業のための財産
4. 株式や信託等有価証券
5. 特許権や著作権
6. 貴金属、書画、骨とう品
7. 自動車、寄付金、家財道具

宅地の評価は、路線価方式、または倍率方式により行います。

なお、宅地や畑、雑種地等地目は取得時の現況により判断します。

路線価方式は、国税局長が路線価を定めている地域の評価方式です。宅地に面する道路に1平方メートルあたりの価格が定められているので、宅地の形状などを補正し加えた後に面積を乗じて評価額を算出します。路線価は国税庁のサイトで公開されています。

倍率方式は、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて、評価額を算出する方法です。路線価が定められていない地域はこの方法によります。倍率については地域ごとに国税局長が定めており、国税庁のサイトで確認することができます。

家屋の価格は固定資産税評価額により評価します。

相続税②(対象者)

◆相続税の基礎控除とは

相続税はすべての人にかかるわけではありません。

課税されるのは、課税遺産総額が基礎控除額を超えた人です。

基礎控除額は【3,000万円+ 600万円×法定相続人】の計算式で計算されます。

相続税の基礎控除額

法定相続人の数	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円

相続人が1人増えるごとに600万円増えます

法定相続人の数	相続税の基礎控除額	
3,000万円 + 600万円 ×	=	円

信託

◆遺言に代えて「家族信託」制度

信託とは文字通り信じて託す仕組みです。

家族信託は信頼できる家族に託すことで大切な財産を守ったり、有効に活用したりスムーズに引き渡すことができる新しい制度です。

具体的には財産を持ってる人、特定の目的において、老後の生活・介護など必要なお金の管理及び給付。その保有する不動産、預貯金等、資産を信頼できる家族に託し、その管理を任せ仕組みです。

また近年では、一人暮らし世帯の増加と共に「生命保険信託」で死後事務を信託会社に任せるサポートもあります。

(例) 死後事務を頼める人がいない方、死後に親族に負担をかけたくない方

お墓

◆祭祀財産は相続財産ではない

祭祀財産とは

遺骨を埋葬する相当範囲の土地、墓碑、石碑、先祖代々の家系図、仏像、仏壇、位牌など

墓地の承継

祭祀主宰が承継します。

＊被相続人の指定がある場合は指定によりきります。

指定がない場合その土地の慣習により決まります。

＊祭祀主宰は相続人以外でもなることができます。

相続税③(手続き流れ)

相続発生

- 1 相続人調査(戸籍の収集)
- 2 相続財産の調査・財産目録の作成
- 3 相続方法の決定
- 4 遺産分割協議
- 5 預貯金の解約・払い戻しの申し出
- 6 預貯金・株式の名義変更
- 7 土地・建物など不動産の名義変更
- 8 相続税申告

相続登記

戸籍も読めず、平日に
何度も取り直して大変...

預貯金や不動産がどこにどれだけ
あるのかわからない...

財産に借金がある
かもしれない...

話し合いが
なかなか進まない...

銀行の全部の支店に行くのが大変...
必要書類もわからない

相続登記義務化(2021年4月1日に施行)により、相続人は相続開始から3ヶ月以内に不動産の登記を行うことが義務付けられました。登記を怠った場合、最大10万円の過料が科される可能性があります。この制度は、土地の所有者を明確にし、所有者不明土地や空き家問題の解決を促進することを目的としています。相続人は早期に登記を行うことが重要です。

相続手続き(各種)

手 続 き	届 け 出	期 限
死亡届	市町村役場	7日以内
国民健康保険資格喪失届	市町村役場	14日以内
介護保険の資格喪失届	市町村役場	14日以内
年金受給停止届(年金を受給していた場合)	年金事務所 又は 年金相談センター	国民年金受給者(14日以内) 厚生年金受給者(10日以内)
葬祭費(国民年金加入の場合)	市町村役場	2年以内
遺族年金等請求(国民年金加入の場合)	市町村役場	
遺族年金等請求(構成年金加入の場合)	年金事務所	
高額医療費の手続き(健康保険加入の場合)	健康保険組合	2年以内
埋葬費(健康保険加入の場合)	健康保険組合	2年以内
生命保険の保険金請求	生命保険会社	3年以内
簡易保険の保険金請求	郵便局	5年以内
医療費控除による税金還付	税務署	5年以内
相続税の申告	税務署	10か月以内
個人の所得税確定申告	税務署	4か月以内
会社役員の死亡登記(役員の場合)	法務局	速やかに

各種変更手続き	届 け 出	期 限
世帯主の変更(故人が世帯主の場合)	市町村役場	14日以内
賃貸住宅・借地・借家・駐車場(契約書変更)	地主・家主・管理会社	
家屋火災保険	損保会社	
自動車保険(自賠責・任意保険)	損保会社	
公共料金契約	電気・ガス・水道・NHK	
公共料金の自動引き落口座	電気・ガス・水道・NHK	
電話加入金	電気会社	
株券・再建	証券会社・発行人	遺産相続後
土地・建物など不動産	法務局	遺産相続後
農地(田・畑・山林)	農業委員会	農地取得日から10カ月
預貯金口座	金融機関	遺産相続後
買入金(住宅ローンなど)	各借入先	
ゴルフ会員権	所属ゴルフ場	遺産相続後
自動車	陸運事務所	遺産相続後
自動車税納税義務者	陸運自動車	

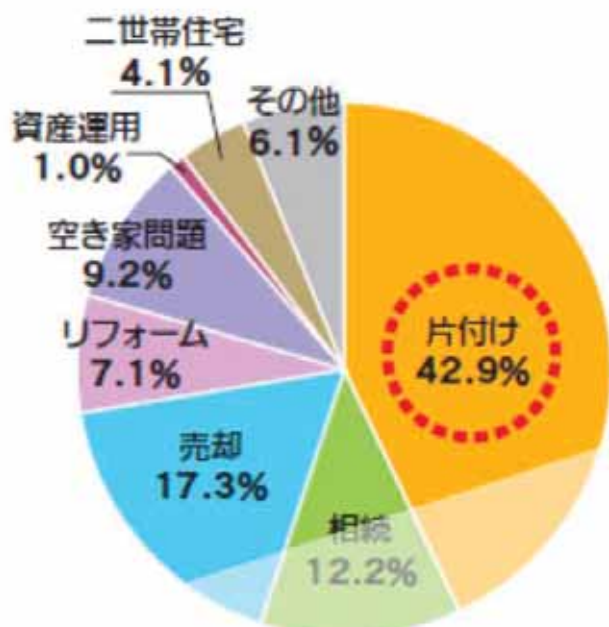
相続手続き(変更解約手続き)

変更・解約手続き	届 け 出	期 限
クレジットカード	カード会社	
携帯電話	各電話会社	
運転免許証の返還	警察署・考案委員会	
身体障害者手帳の返却	市町村役場	
各種会員証	会員証発行会社	
キャッシュカード	金融機関	
パスポート返却	都道府県旅券課	
パソコンプロバイダー契約	事務会社	
リースレンタル・ローン契約	各会社	
定期購読等有料サービス	各会社	

相続関係(遺産その他手続き)	届 け 出	期 限
遺言書の検認・開封	家庭裁判所	速やかに
相続放棄等の申し立て	家庭裁判所	3か月以内
遺産分割協議書の作成	相続後の名義変更、 解約・登記に必要	

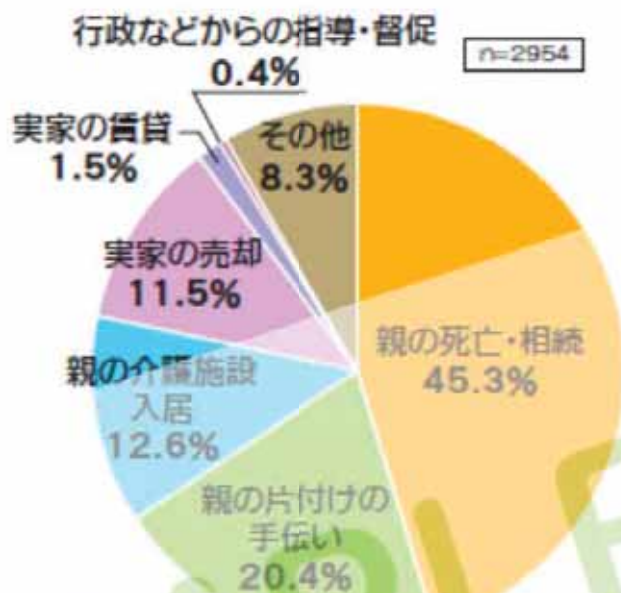
収納・片付け①

Q. 親の家について悩んだことの中で最も悩んだジャンルは？

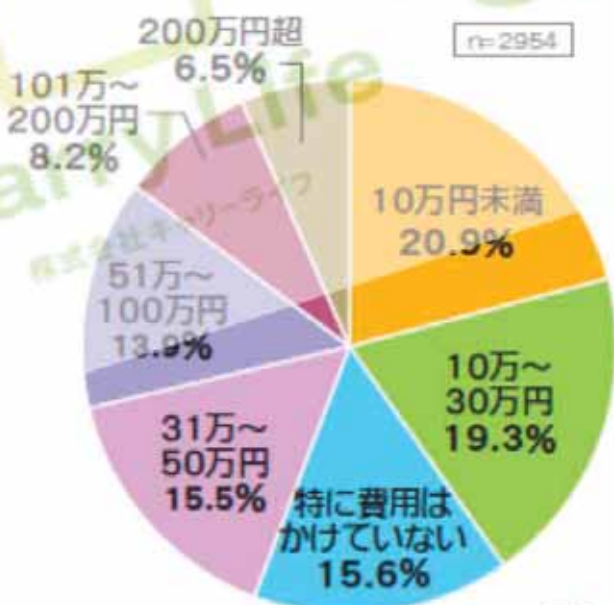


◆リビングくらしHOW研究所「親の家についてのアンケート」より
2018年調査 女性715人(平均年齢45.48歳)

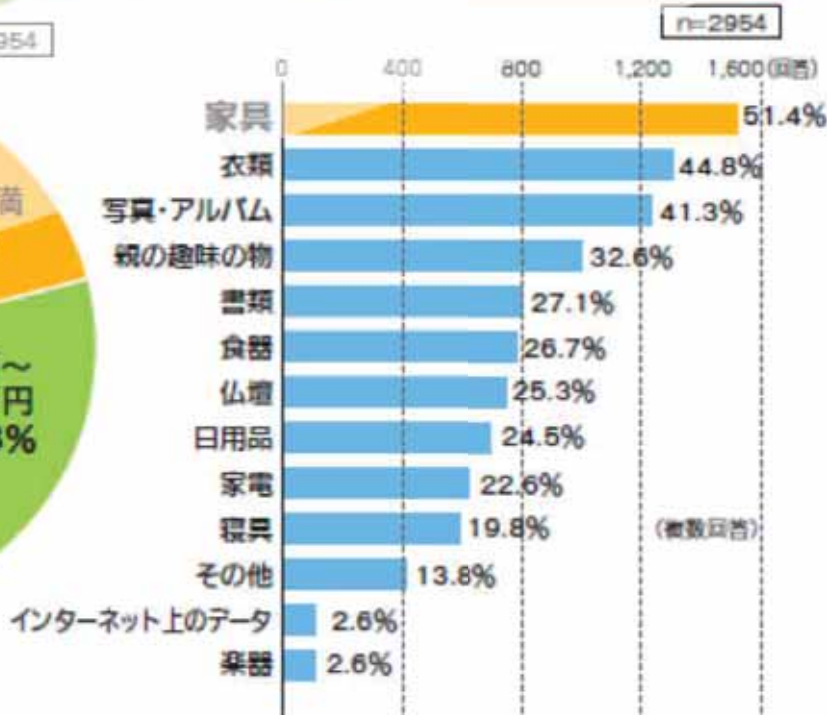
Q. 実家の片付けをしたきっかけは？



Q. 片付けにかかった費用は？



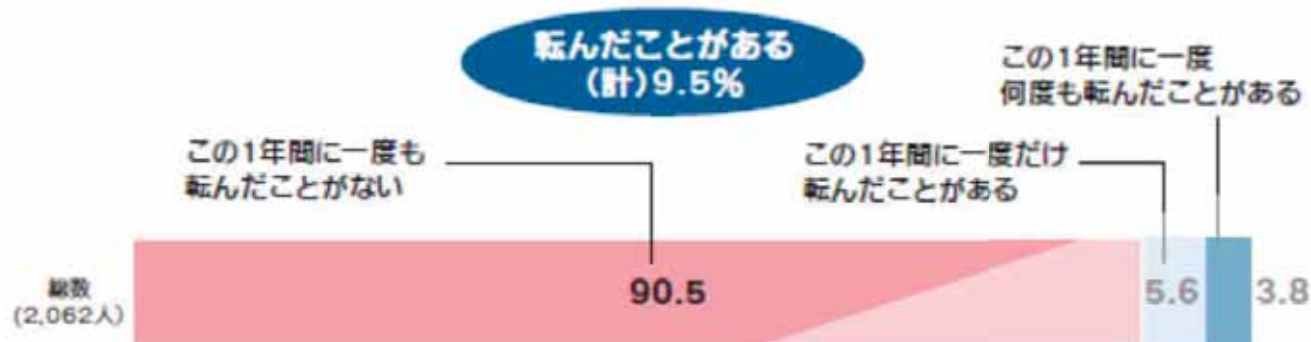
Q. 片付けで苦労した物は？



収納・片付け②

散らかった家だと危ない！

直近1年で10人に1人が自宅で転倒



(出典) 2010年 高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査結果「自宅内での転倒事故」(内府省)

「転倒」は要介護になる原因の第3位

第1位	認知症	16.6%
第2位	脳血管疾患 (脳卒中)	16.1%
第3位	骨折・転倒	13.9%

(出典) 2022年 国民生活基礎調査の概況「介護の状況」(厚生労働省)



◆捨てるためのテクニック

- ① 見ないで捨てる
- ② その場で捨てる
- ③ 一定量を超えたら捨てる
- ④ 一定期間を過ぎたら捨てる
- ⑤ 定期的に捨てる
- ⑥ 使い切らなくても捨てる
- ⑦ 捨てる基準を決める
- ⑧ 捨て場所をたくさんつくる
- ⑨ 小さなところから始めてみる
- ⑩ 誰が捨てるのか役割分担を決める

◆ポイント

- ◇片づけるとは片をつけていくことで、意思決定をし続けていくこと
- ◇心豊かな暮らしとは何かを片づけて見つけていく
- ◇使うことと持つことを対で考える
- ◇残すものと残さないものを決めていく
- ◇家は暮らしの最小単位、物と自分を向き合って考える

収納・片付け③(ルール)

◆ルールⅠ

事前にスケジュール準備・関係者に片付け、撤去を伝えること

*実家を片付けたいと思ってと言うことを親族に伝えることが大事。
後々のトラブルを防ぐため

◆ルールⅡ

実家の片付けは完璧を目指す必要は無い。

*松竹梅の梅のコースでオッケー。
愛着のある服や思い出の上まで捨ててもらう必要は全くない。

◆ルールⅢ

実家の片付け、ゴールは物と紙両方片付け終えること。

*実家片付けで大事なものは、財産に関する書類、いわゆる「金目の紙」

◆ルールⅣ

親が安全に暮らせる家为目标

*年齢が高いほど転倒。
事故の割合が高く、85歳以上では5人に1人の割合になっている。
自宅が高齢者にとって実は危険なことである。

◆ルールⅤ

車椅子が通れるまで家具を減らすこと。

*車椅子で行動できる範囲が広いほど自分でできる可能性も増える。

◆ルールⅥ

金目の紙金目のものを選別把握する

*ものを片付け、紙を片付け、お金に関する知識を備える
*紙で借金を判明することもある

◆ルールⅦ

片付けながら最後はどうしたいか聞いておく。

*家が片付いておければ最後まで家を通ずすることもできる。人手がかりやすい介護サービスを受けるために欠かせない。そのままほっておくと詐欺にあっても気づかない。
*老夫婦片付けな苦手な親は要注意。詐欺に合ってることすら本人は気づいていません。片付けが苦手な人は思考停止状態になりがち。もしものときに保管場所がわからない。
*認知症に財布の場所もわからず、介護費が全部自己負担、認知症になると家も売ることもできません



チェックリスト①

A【捨てる】

- ①レストランでメニューを決めるのは迷うほうだ
- ②雑誌はとりあえず取ってある
- ③手紙や書類がすぐ溜まる
- ④たとえ着なくても衣類はなかなか処分できない
- ⑤たぶんいらいDMやサンプル品でも、その場でゴミ箱に入れるのは抵抗がある。
- ⑥思い出品が捨てられなくてたくさん溜まっている
- ⑦苦手な味の食材でも消費・賞味期限が切れるまで取っておく

捨てる	○・×
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
○の合計	

B【買う】

- ①セールだからと、似合う確信がなくても買った服や靴がある
- ②衝動買いをして後悔することがよくある
- ③生鮮食品を買う時、まず見るのは消費・賞味期限や成分表示である
- ④大袋入りはやはりお得だと思う
- ⑤良品など理由以外で買ったものを返品したことがある
- ⑥買うものを決めて、店に行っても違うものを買ったり買わずに帰ったりすることがある
- ⑦1人で買い物するより親しい人と一緒に買い物をする方が楽だ

買う	○・×
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
○の合計	

チェックリスト②

C【定量】

- ①何か入っていたか思い出せない引き出しやカゴがある
- ②クローゼットに入りきらない洋服が外に掛けてある
- ③玄関には常に家族の人数以上の靴が出ている
- ④買った食材が冷蔵庫に入りきらないことがある
- ⑤隙間家具を買ったことが3回以上ある
- ⑥物置きと貸している部屋がある
- ⑦いつか片付けようと思って床に置いてある

定 量	○・×
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
○の合計	

D【定位置】

- ①雑誌や新聞、学校のプリントなどを仮に置いてある場所がある
- ②ストック品や文房具などを片付けるとき、どこがしまう場所かわからないことがある
- ③家の中で携帯電話が見つからず、その番号に電話をして着信を頼りに探すことがある
- ④掃除機を出しっぱなしだ
- ⑤家族の中にパジャマを脱いだ後の片付け方が決まってない人がいる
- ⑥家族に「あれはどこ」とよく聞かれる。よく聞く
- ⑦医者からもらった薬の置き場所がもらってくるたびに変わる

定位置	○・×
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
○の合計	

チェックリスト③

E【元に戻す】

- ①爪切りやハサミを探すことがある
- ②外から帰ると、つい上着を椅子やソファーなどに置いておく癖がある
- ③今この場でバックカバンの中身人に見せられない
- ④玄関に人が来たら見えるところを片付けてからドアを開けることがよくある
- ⑤大人になってから家の鍵や携帯電話をなくしたことがある
- ⑥テレビなどのリモコンをいつも探している
- ⑦家の布団が起きたときのままの状態の仕事や買い物に出かけることがよくある

元に戻す	○・×
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
○の合計	

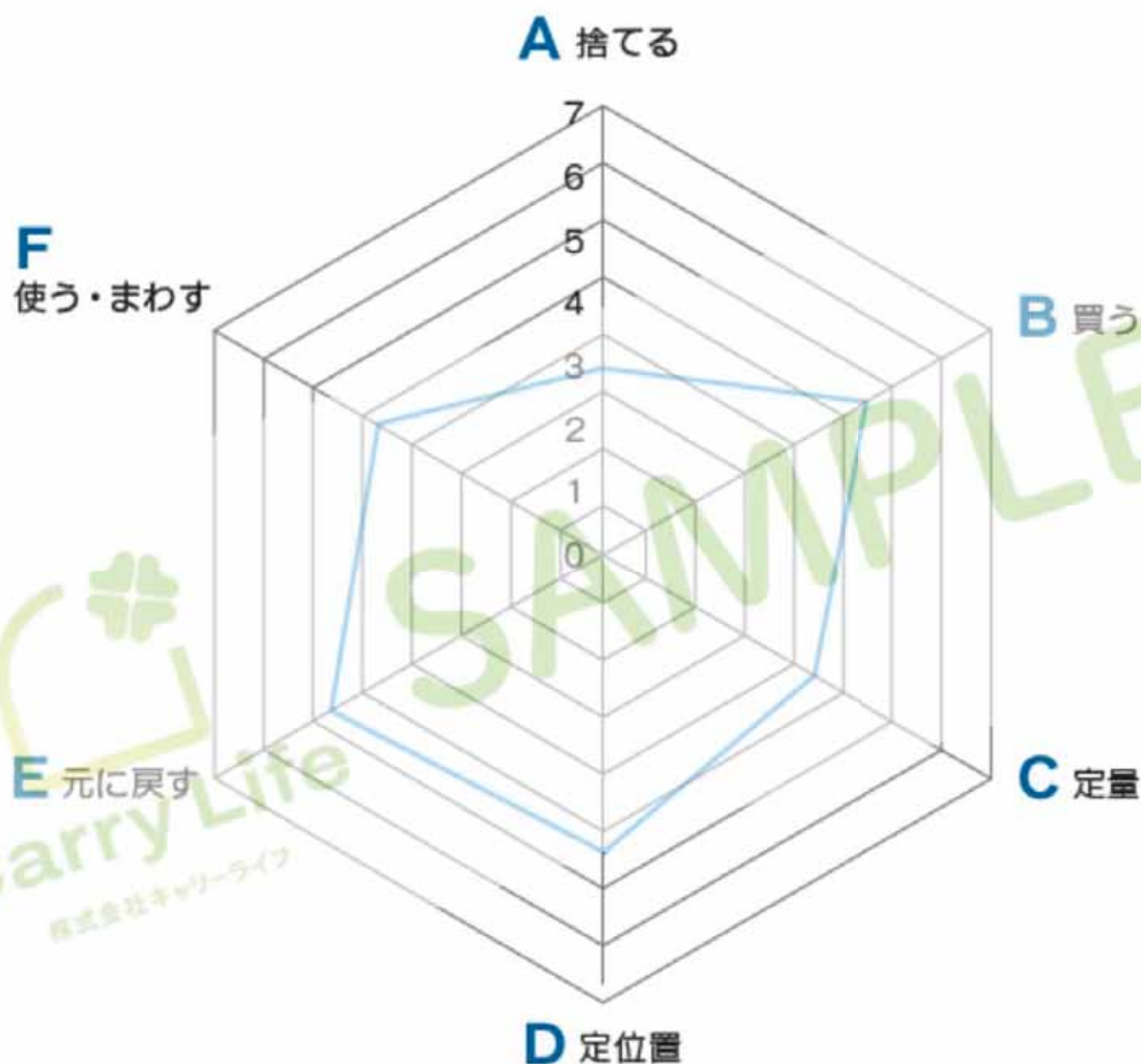
F【使う・渡す】

- ①冷蔵庫のドアやボードに「もう済んだメモいくつかある
- ②使いかけの大根やにんじんを冷蔵庫にダメにすることがある
- ③修理に出そうと思って1年以上置いてある靴や電化製品がある
- ④新品のまま使っていないタオルがたくさんある
- ⑤もったいないから着ない服や使わない靴がある
- ⑥6趣味ではない頂き物(引き出物)はとりあえずしまっておく
- ⑦子供の普段着をお下がりで人にあげるのは失礼だと思う

定位置	○・×
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
○の合計	

チェックリスト集計

回答結果の数値を下のグラフに記入します ↓



マル
○の合計を記入
数値が多いと注意が必要です

— 青線は平均値

実家の今後を家族と共に考えます。

実家をそのままにしておくだけ、

手放すだけ、

解体するだけでは、

家族の思い出や地域コミュニティに

マイナスの影響が出る可能性があります。

早めに予防策を取れば選択肢が多岐に及びます。

私たちキャリーライフが地域コミュニティの橋となり、

家族のバトン運びを共に行い

実家の活用策をご提案して行きます。

株式会社キャリーライフ

〒731-3165 広島市安佐南区伴中央 7-14-16-18

Tel 082-563-7944

✉ carry0729@carrylife.jp



Web サイト



お問い合わせ (LINE)

お問い合わせ先